平成２９年（フ）第１６８６号
札幌市北区あいの里１条３丁目５番７号
債務者　今泉　千鶴（旧姓山倉）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９１号
札幌市北区篠路８条４丁目４番24号　サンパーク木下201号
債務者　佐藤宗一郎
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９６号
札幌市中央区北６条西25丁目１番34号　ストーンヒルＮ５－102号
債務者　石川裕美子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０８号
札幌市厚別区上野幌３条５丁目17番３－204号
債務者　小瀬　太志
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１３号
札幌市西区琴似４条５丁目３番１－907号
債務者　船木　一徳
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２３号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目３番11号　スペース17－202号
債務者　相馬　由美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７２８号
札幌市中央区南６条西23丁目２番２号　パークレジデンス鶴302号
債務者　藤本由見子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５４号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番18－309号
債務者　佐々木清美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６１号
札幌市北区北37条西６丁目２番７－218号
債務者　寺山　　清
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
釧路市星が浦北２丁目４番16号
債務者　山内ひとみ（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７５号
釧路市桜ケ岡５丁目１番35号
債務者　柿崎夕梨華（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６８号
（前住所）群馬県藤岡市上戸塚43番地３
債務者　市川　宏子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５４１号
埼玉県所沢市緑町３丁目20番８号　コーポハナミズキ205
債務者　須金　清吉
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３０８号
愛知県豊田市三軒町７丁目37番地、前住所愛知県半田市住吉町２丁目131番地の２　ハートヒルズ住吉８Ｆ号
債務者　河上日出敬
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
愛知県豊田市三軒町７丁目37番地、前住所愛知県半田市住吉町２丁目131番地の２　ハートヒルズ住吉８Ｆ号
債務者　河上　美里（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６３０号
大阪市西成区南津守６丁目５番20号
債務者　兼次　研治
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６３号
大阪市北区同心２丁目15番８－601号、前住所大阪市西区南堀江３丁目９番14－403号
債務者　田川　純一
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部